

6 生 消 取 第 428 号
令 和 6 年 8 月 14 日

各消費生活協同組合（連合会）
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局
消費生活部取引指導課長

消費生活協同組合が作成する金銭又は有価証券の受取書の印紙税の取扱いについて

標記の件に関して、国税庁から依頼がございましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

なお、個々の文書に対する印紙税の取扱いや手続き方法に関するご相談等は所轄税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

1. 国税庁通知（都道府県あて）

以上

<連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部
取引指導課生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

E-mail : S1121402@section.metro.tokyo.jp